

うつくしま水田農業ビジョン通信NO2

平成17年5月31日

動き始めた石川地方農業振興協議会担い手育成部会会議！！

石川地方農業振興協議会では新たな「第二期アグリプラン21」の計画が策定されることにより、具現化に向けてのプログラムが動き始めた。JAあぶくま石川では5月23日に地域の担い手育成部会会議が開催された。これまで3年間の地域条件を細かく分析し、その分析結果を基にした、スタートであり、より実行力のあるものとするため、組織的な体制の強化も検討された。

会議は事務局長により第二期アグリプラン21に基づき、これまでの経過と、石川地方の農業の今後振興の基本方向と戦略課題について地域農業振興・活性化の4つの基本方向 担い手育成・確保のあり方 作物選択のあり方 マーケティングのあり方 豊富な農村資源の活かし方、などが提案された。

特に、担い手育成に向けた取組みを重点課題とし、今日の農業情勢に対応していくために、石川地方の担い手の育成は地域農業の存亡にかかわるものであり、大きな危機感を持って立ち向かうこととなった。

具体的には担い手育成部会の下に、石川地方5町村の行政担当者・JA担当者・須賀川普及所担当者のメンバーによるプロジェクトチームが発足し、このプロジェクトチームで実践的な行動計画を立てながら組織全体で集落営農や受託組織育成に取組むこととなった。

このため、実践する関係機関ごとの役割は集落に職員を貼り付ける集落担当制や、農地保有合理化法人、農業機械化銀行等の機能を持ちながら、今後、水田農業改革で平成19年度からの農業者・農業団体が主役となるシステムへの移行や、担い手の育成に関わる重要課題の解決を図っていく考え方である。

町村の役割としては、予算的な事務をはじめとした、町村を超えての農地の流動化等、より具体的に行動できるシステムになっている。

他に、園芸部会と畜産部会が設置されており、各部会の役割と主課題は以下のとおりである。

園芸部会では：米改革大綱への取組みとしてアクションプログラムの実践支援・担い手となる大口農家への支援策と・環境保全型農業の推進として、廃プラスチックリサイクルとエコファーマー認定に向けた取組みが主体である。

畜産部会では堆肥マップを中心とした地域内循環システムの構築と遊休農地対策について各部会との連携を取りつつ取組みする体制がくまれている。

その他、具体的な動き等

管内モデル集落営農概況

各農作業受託者一覧の整理

地域担い手育成総合支援協議会設置状況

「扱い手」関係(用語1)

「基本構想(農業経営基盤強化促進基本構想)」

市町村が都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもの。当該市町村における育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標(農業経営の規模、生産方式等)、こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。

「基本方針(農業経営基盤強化促進基本方針)」

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が地域の特性に即して策定する地域農政推進のための計画。当該都道府県における育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、育成すべき経営体の基本的指標(農業経営の規模、生産方式等)、こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。

「経営改善支援センター」

認定農業者等の経営改善に対する支援活動を行う窓口。全国段階では全国農業会議所、都道府県段階では農業会議及び公益法人、市町村段階では市町村、農業委員会、農協等が設置している。

「効率的かつ安定的な農業経営」

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者とそん色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営。食料・農業・農村基本法においては国がこれらの経営を育成し農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要な施策を講じることとされている。

「集落営農」

集落内の農家が農業生産を共同して行う営農。例えば、転作田の団地化、共同購入した機械の共同

利用、中心的な扱い手に主な作業を委託し、生産から販売まで共同化するなど、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

「単一経営」

農産物販売金額が一番多い部門の販売金額が、全販売金額の8割以上を占める経営。なお、農産物販売金額が一番多い部門の販売金額が、全販売金額の6割以上8割未満の経営を準単一経営という。(複合経営)

「中山間地域等直接支払制度」

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。交付対象となるのは、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域にあり、かつ農業生産条件の不利な農用地。交付を受けるには、農家が集落協定などを結び、農業生産活動等を5年間以上継続して行う必要がある。

「特定農業団体」

農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の農地の3分の2以上を集積(作業受託)する相手方として、地域の地権者の合意を得た集落営農組織。合意を得た地権者から農作業を受託するよう依頼があったときは、自己の経営判断とは別に、これに応じる義務を負う。なお、代表者等の定めがある定款又は規約を有していること、5年以内に農業生産法人となること等を内容とする計画を有していること、耕作又は養畜について構成員全てで費用の共同負担・利益の配分をしていること等の要件を満たす必要がある。(特定農業法人)

「農業サービス事業体」

農業事業体から委託を受けて、農作業に関するサービスを提供する事業所。収穫作業等を受託するものや、酪農ヘルパーなどがある。